

経営委員会と社会保障審議会運用部会（いずれも仮称）のメンバー構成についての意見

早稲田大学 菊池馨実

現在、役員に受託者責任（GPIF法11条）が課されているように、新たな経営委員会でも、委員に同様の法的責任を負わせることが当然に考えられる。しかし、以下述べるように、そうした措置だけでは不十分であり、利害関係者の直接参加が必要である。

まず、経営委員会への参加資格を、財産権（憲法29条1項）で基礎付けることは難しい。いったん拠出した積立金に対し、なおも所有権を主張することは困難である。また、財政方式が完全積立方式であれば、債権債務関係の擬制により、積立金に対するある種の権利を観念することもあながち不可能ではないと思われるが、実質的に賦課方式化している現状に鑑みれば、拠出義務の履行として支払った保険料に対する権利を、財産権類似のものとして観念することは難しい。なお、こうした帰結と、被保険者が自らの拠出記録に基づき給付への期待権を有すること（さらに受給資格を充足した後は、抽象的な受給権として法的保護の対象となり得ること）とは別問題である。

次に、公的年金が社会保険方式を採用していることから、保険者自治による参加の基礎付けが考えられる。ここでいう保険者自治は、2つの次元で考えることができる。ひとつは、法律上定められた自治的機能への着目である。例えば、健康保険組合や厚生年金基金には、こうした当事者参加（具体的には労使参加）の仕組みが法定化されている。もうひとつは、法律上の規定いかんにかかわらず、いわば理念型としての社会保険が享有すべき自治的機能への着目である。年金保険の場合、厚生年金基金を除くと、法律上、明確な当事者参加の仕組みを見出すことが難しく、後者（理念型としての社会保険に伴う自治的機能への着目）による説明とならざるを得ない。その基礎付けは、社会保険というシステムの歴史的沿革（性格づけ）によって正当化され得る。

現物給付中心の医療保険であれば、予防活動、給付率（自己負担率）・保険料率の設定などを保険者の自主的判断で行う余地が少なくないのに対し、金銭給付である年金保険では、保険者の自治的機能を働かせる余地はあまりないようにもみられる。しかし、保険者が一定以上の積立金を保有している場合、その運用の在り方に関して選択の幅があり、ここに保険者機能が働く余地があるものと考えられる。運用の在り方いかんによって積立金水準が大きく変動し、将来の給付水準ひいては制度の持続可能性に大きな影響を与え得るといふ結果の重大性に鑑みれば、経営委員に受託者責任と説明責任を負わせるのみでは不十分であり、利害関係者による直接的な関与が必要である。

利害関係者とは誰なのかにつき考えた場合、被保険者については、積立金の運用が専ら被保険者の利益のために行うものとする旨、明文の規定がある（厚年79条の2・国年75条）。その意味では、法律上、直接の利害関係を有すると言ってよい。こうした積立金の運用に関する被保険者の利益への配慮の仕方は、厚生年金保険法と国民年金法で同一であり、

その意味では、厚生年金保険被保険者のみならず国民年金（第 1 号）被保険者も同様に、運用の在り方につき直接的な利害を有するということができる。ただし、積立金の規模に大きな違いがある点を勘案する必要がある。すなわち、平成 26 年度末現在、第 1 号被保険者分の積立金 7.2 兆円（簿価ベース。時価ベースで 9.3 兆円）に対し、厚生年金 105 兆円〔同じく 136.7 兆円〕と大きな開きがあるため、国民年金（第 1 号）被保険者の代表に対しても、厚生年金保険被保険者と同程度の関与機会を設けるべきということには直ちにはならないように思われる。

次に、被保険者と同様、基本的に折半負担での保険料拠出義務を負う事業主も、利害関係者として位置づけることができる。ただし、たとえば厚生年金基金の場合、運用の巧拙により、代行部分を含め、最終的には事業主に直接的な利害（責任）が及ぶのと比較して、厚生年金本体において事業主が受ける影響は、将来的な負担の増加（あるいは緩和）の可能性や、従業員が（運用が順調に推移することにより）安んじて業務に専念でき、退職後の所得保障が十全に図られ得ることによる受益など、間接的なものにとどまらざるを得ない。その意味では、拠出者としての運用への参加権という面では、参加の根拠付けにはなり得るものの、被保険者のそれよりやや弱い面があるようにもみられる。

以上みたように、厚生年金被保険者である労働者代表が経営委員会に直接関与することには十分合理性がある。厚生年金保険の事業主も、上記のような留意点はあるものの、主要な拠出主体であることを勘案した場合、やはり運用の在り方への関与に対する相応の正当性をもつ。これに対し、労使代表とは別に国民年金（第 1 号）被保険者の参加機会を確保すべきか否かについては、その積立金の規模を勘案した場合、やや躊躇を覚える面がある（ちなみに、医療保険においては、少数派である船員保険の代表は医療保険部会に参加していない）。そこで、労使代表とは別に、国民年金（第 1 号）被保険者の利害をも踏まえた判断をなし得る公益代表的なメンバーを経営委員とする方向性と、厚生年金被保険者である労働者代表に、多くの非正規「労働者」を含む国民年金（第 1 号）被保険者の利害の代弁をも委ねる方向性が考えられる。

このほか、利害関係者という意味では、受給者も年金給付に対する法的権利を有しており、積立金の運用の在り方とも利害関係がないわけではない。ただし、本来の積立方式から離れ、賦課方式の性格が強くなっている現在の財政方式を前提とした場合、そこでの利害関係は間接的なものにとどまるように思われる。また、年金制度の持続可能性という観点からみれば、制度論として、若年世代・（未だ生まれていない）将来世代もまったく無関係とはいえない。これらの意味での間接的な利害関係を基盤として、公益的観点を十分踏まえた発言が期待されるという意味でも、公益代表的なメンバーを経営委員とする方向性が考えられないわけではない。ただし、こうした観点から公益代表を入れるとした場合、対象者（被代表者）を確定できない（生存する全国民よりも広い範囲に及ぶ可能性すらある）ことから、その代表性が非常に曖昧になるおそれがある。

このように考えると、労使代表と並んで、国民年金（第 1 号）被保険者及びそれ以外の

(薄い意味での) 利害関係者の利害を代弁する公益代表的な立場の委員を経営委員会メンバーとするという方向性も考えられなくはないが、上記のような留意点(第1号被保険者分の積立金規模の小ささ、利害関係者が広範にわたることによる代表性の曖昧さ)に鑑みれば、労働者代表を国民年金(第1号)被保険者も含めた公的年金被保険者全体の利益代表者とみなし(ただし、一定の専門的知識があることを前提とする)、公益代表の配置は、むしろ運用部会のメンバー構成にあたって勘案するという方向性が適切であるように思われる。

運用部会の役割が、経営委員候補者名簿を策定するといった直接的な関わりではなく、役員の任命基準の策定といったいわば間接的な規律等にあるとすれば、運用部会のメンバーには、経営委員会のメンバーと同様な意味での運用等に係る学識経験・実務経験を求める必要はない。基本的には、利害関係者である労使代表のほか、上述したような意味合いで公的年金制度に関わりをもつ人びとの利害を代弁する立場からの発言を期待し得る委員や、公的年金・社会保障等に関する識見をもち、公共的な立場からの判断を期待し得る委員などによって構成されるべきものと考えられる。